新宮市告示第109号

地方自治法施行令第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定に基づき令和９年２月１日から令和９年８月31日までの期間において新宮市が発注する物品の購入又は役務の提供等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

令和８年11月19日

新宮市長　上田　勝之

１　営業種別

別表のとおり

２　競争入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者で入札の参加資格に関する市長の審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を有すると認められ入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。

（１）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　精神の機能の障害により競争入札を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　破産者で復権を得ない者

カ　政令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

（３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て

を含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（４）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

（５）新宮市が課する市税を完納していること。

（６）申請日現在において、１年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する営業種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

（７）入札に参加を希望する営業種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

（８）法人等の役員等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）がいると認められる者

（９）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　法人等の役員等に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）がいると認められる者

イ　暴力団等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者

ウ　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者

エ　法人等の役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　法人等の役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、下請契約、再委託契約、資材・原材料の購入契約その他契約を締結したとき又はこれを利用するなどしていると認められる者

３　競争入札に参加しようとする者の申請の時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の申請書の受付期間及び受付場所、提出

書類、申請の方法、申請書の提出部数並びに申請書提出要領の交付は、次のとおりとする。

（１）申請書の受付期間及び受付場所

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の令和８年12月１日から令和８年12月25日の午前８時30分から午後５時15分までの間、新宮市役所総務部財政課において行う。

（２）提出書類

ア　入札参加資格審査申請書

イ　経営規模、経営状況等総括表

ウ　営業種目及び契約履行状況調書

エ　法人にあっては、登記簿謄本及び個人にあっては、身分証明書（発行後３箇月を経過していないもの）（写し可）

オ　印鑑証明書（写し可）

カ　法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の税金に未納がないことが確認できる納税証明書（写し可）

キ　財務諸表（直近１年分で、法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク　取扱種目一覧表

ケ　資格取得者等の状況（資格等を必要とする業種に限る。）

コ　営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し（許可、認可等を必要とする業種に限る。）

サ　使用印鑑届

シ　所在地見取図（市内に支店及び営業所をおく申請者については、その写真）

ス　その他～営業所等に委任される場合は委任状（原本）

セ　登録種目内訳表

（３）申請の方法

持参又は郵送で受け付ける。

（４）申請書の提出部数

提出部数は、１部とする。

（５）申請書提出要領の交付

申請書提出要領は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の令和８年12月１日から令和８年12月25日の午前８時30分から午後５時15分までの間、新宮市役所総務部財政課において無料で交付する。

４　競争入札参加資格の有効期間

令和９年２月１日から令和９年８月31日までとする。

５　問い合わせ先

〒647-8555　新宮市春日１番１号
新宮市総務部財政課管理係
電話（0735）23-3333（内線3305）